

常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田間）復旧事業
 特定環境影響評価手続きに係るこれまでの流れとスケジュール

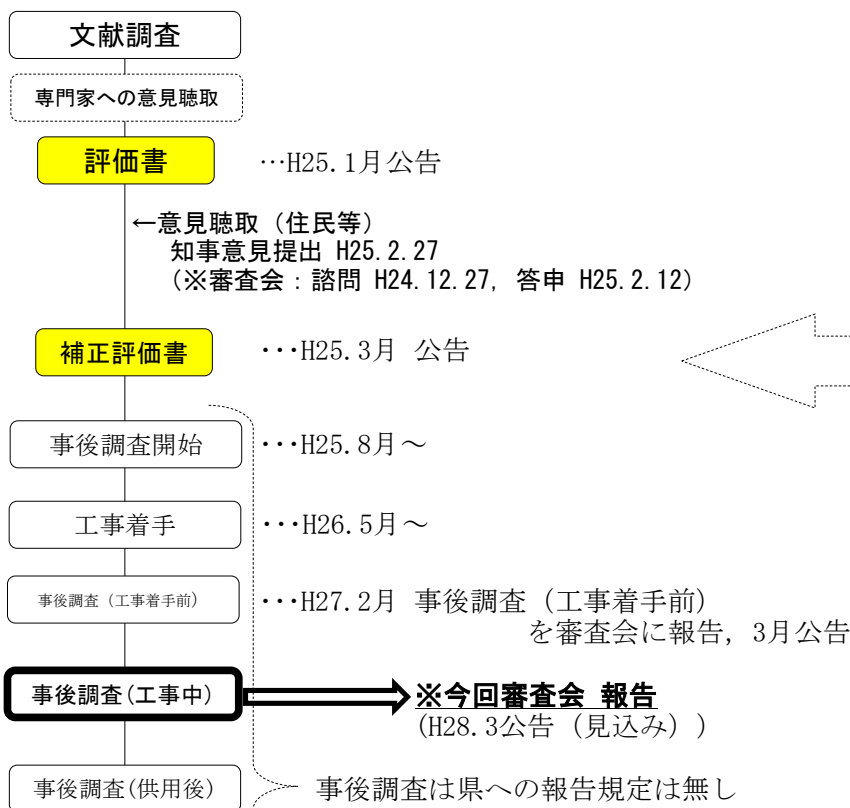
平成 28 年 2 月 15 日

1 特定環境影響評価の特徴と事後調査の位置付け

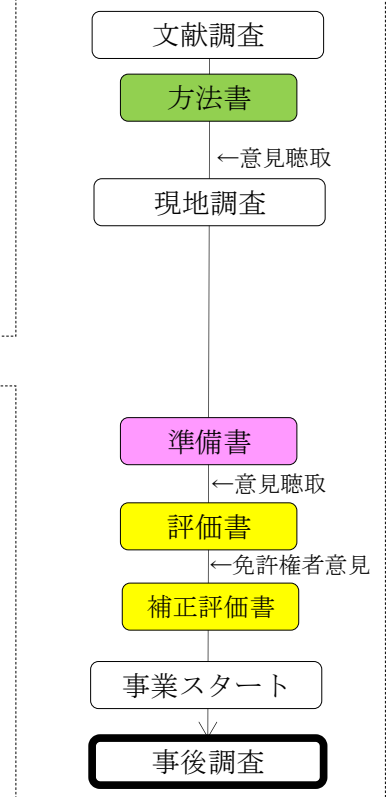
- (1) 実施者：被災した市町村。
- (2) 図書：方法書・準備書・評価書の3本を評価書一本に集約。
- (3) 意見聴取：国民・地方自治体・国の関与を集約。
- (4) 調査：主に既存文献等を活用し、調査・予測・評価・環境保全措置の検討を行う。
- (5) 評価項目：評価項目、評価手法の選定に当たっては、専門家等からの助言が必須。
- (6) 事後調査：通常アセスでは予測の不確実性が大きい場合、知見が不十分な保全措置を講ずる場合、より詳細な保全措置が必要と認められる場合等規定されているが、特定アセスは「季節による変動を把握する現地調査又は年間を通じた現地調査を実施していない場合」を事後調査の実施要件に追加。
- (7) 手続期間：約1年に短縮（通常アセスでは約3年半）。

2 特定環境影響評価のこれまでの流れとスケジュール等

復興特区法の特定アセス



（参考）環境影響評価法の通常アセス



3 今後の工事と事後調査スケジュール

項目	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特定環境影響評価	→					
事後調査（工事着手前調査）		→ ●				
事後調査（工事中・供用後）			→ ★	→ ★	→ ☆	→ ☆
工事工程			→	→	→	

●：前回報告 ★：今回報告 ☆：審査会報告予定